4．商事ビル裏山にかかる更生担保権の処理

別表３－３「商事ビル裏山にかかる更生担保権弁済計画表」記載のとおり原更生計画別表８－２・第13番記載の商事ビル裏山にかかる更生担保額を金10万円に減額し、残余につき免除を受け、減額後の更生担保権額を、変更更生計画の認可決定日から30日以内に支払う。

5．担保権等の措置

⑴　担保権の存続

別表３－４「担保権一覧表（承継資産・商事ビル裏山）」、別表３－５「担保権の目的物一覧表」記載の担保権（原更生計画において存続するとされた原更生計画別表11－１記載の担保権（観光施設財団、第３駐車場の担保権）及び原更生計画別表11－２物件番号25記載の担保権（商事ビル裏山にかかる確定更生担保権））については、変更更生計画認可決定後も、別表３－１「更生担保権弁済計画表」及び別表３－３「商事ビル裏山にかかる確定更生担保権弁済計画表」記載の「変更弁済額」に記載された金額を被担保債権として存続する。

⑵　担保権の消滅

存続するとされた担保権については、上記２項及び４項の定めに基づき当該担保権にかかる確定更生担保権の一括弁済が完了したときは、当該担保権の目的物の上に存する担保権は消滅する。

この場合、当該更生担保権にかかる更生担保権者は、管財人が指定する日までに、管財人が指定する担保権の抹消手続に必要な書類を管財人に交付する。その他の必要な登記手続等についても同様とする。

第２節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

１．敷金・保証金債権を有しない一般更生債権者の一般更生債権

⑴　残存債権

元本額　638,761,626円
利息額　14,303,526円

別表４－１「一般更生債権弁済計画表（売掛金・未収金）」記載の「残存債権額」欄記載のとおりであり、現在の債権者数は７名、10件である。

⑵　弁済方法

別表４－１「一般更生債権弁済計画表（売掛金・未収金）」記載のとおり、残存する一般更生債権を、その元本額の５％に減額し、残余につき免除を受け、かかる減額後の一般更生債権の弁済額を、変更更生計画の認可決定日から30日以内に支払う。

２．敷金・保証金債権を有する一般更生債権者の一般更生債権

⑴　残存債権

現在の債権者数は38名であり、残存債権は、敷金・保証金債権とその他の債権に区分した場合次のとおりの債権額である。

①　敷金・保証金債権部分

元本額　118,730,998円
利息額　2,968,318円

別表４－２－１「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権を有する）≪敷金・保証金債権部分≫」記載の「残存債権額」欄記載のとおりである。

②　その他の債権分

元本額　221,602,527円
利息額　4,962,251円

別表４－２－２「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権を有する）≪その他の債権部分≫」記載の「残存債権額」欄記載のとおりである。

⑵　弁済方法

敷金・保証金債権とその他の債権に区分して次のとおり支払う。

ア、敷金・保証金債権部分

別表４－２－１「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権を有する）≪敷金・保証金債権部分≫」記載のとおり、残存する敷金・保証金債権を有する一般更生債権は、以下のとおり権利変更し、賃貸物件等を契約の終了により明け渡した時に当該賃貸借契約等の約定に基づき支払う。

①　原更生計画上のＡの部分（確定一般更生債権等のうち100万円までの部分）及びＣないしＥの部分（確定一般更生債権等のうち１億100万円を超える部分）のうち、分割弁済期日が到来した分については、弁済元本額及び弁済利息額の全額を支払う。

②　原更生計画上のＢの部分（確定一般更生債権等のうち100万円を超え１億100万円までの部分）については、原更生計画、第３章、第３節、２⑵④で定めるみなし一括弁済と同じ方法で計算した弁済元本額及び弁済利息額を支払い、残余につき免除を受ける。

③　原更生計画上のＣないしＥの部分のうち、分割弁済期日が到来していない分については、その元本額を５％に減額し、残余につき免除を受ける。

イ、その他の債権部分

別表４－２－２「一般更生債権弁済計画表（敷金・保証金債権を有する）≪その他の債権部分≫」記載のとおり、残存する一般更生債権を、その元本額の５％に減額し、残余につき免除を受け、かかる減額後の一般更生債権の弁済額を、変更更生計画の認可決定日から30日以内に支払う。

第３節　弁済に関するその他の事項

１．弁済の場所

変更更生計画の弁済は、原則として債権者が指定する銀行口座への振込（振込手数料は更生会社負担）により行うものとする。ただし、債権者が銀行口座を指定しない場合には、更生会社の本社所在地にて支払うことができるものとする。

２．休日の処理

弁済日が銀行休業日の場合は、弁済日は銀行休業日の前営業日とする。

３．端数の処理

確定更生担保権及び一般更生債権の権利変更において生ずる免除後の債権、利息等については、１円未満の端数は切り捨てる。

第３章　共益債権の弁済（省略）

第４章　弁済資金の調達方法等（省略）

第５章　更生会社の措置

第１節　資本金の額の減少

１．減少する資本金の額

金125億25万円

２．資本金の額の減少がその効力を生ずる日

本章第３節に定める募集株式と引換えにする金銭の払込みが履行されて、募集株式の効力が発生した日（以下「募集株式の効力発生日」という。）。

第２節　株主の権利の変更

１．自己株式取得

変更更生計画認可決定前の発行済株式総数50万10株の全部を、更生会社が無償で取得する。更生会社が上記自己株式を取得する日を、募集株式の効力発生日と同一日とする。

２．自己株式の消却

前項によって更生会社が取得した自己株式は、募集株式の効力発生日に全部消却する。

第３節　募集株式の発行

１．募集株式の発行

更生会社は、次のとおり、募集株式を引き受ける者の募集を行う。

会社法第199条２項に規定する募集事項は次のとおりとする。

⑴　募集株式の種類　普通株式
⑵　募集株式の数　60,000株
⑶　募集株式の払込金額　１株につき50,000円
⑷　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日

変更更生計画認可決定の日から２か月を経過する日までの間の日で管財人が定める日とする。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、変更更生計画認可決定以降の任意の日を新たな払込期日とすることができる。

⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　増加する資本金　1,500,000,000円
②　増加する資本準備金　1,500,000,000円

２．募集株式の割当の方法

募集株式は、裁判所の許可を得てＨＩＳ及び管財人が指定する者に割り当てる。